

公益社団法人 日本作業環境測定協会による

作業環境管理専門家養成講習 開催案内

2024.8版

令和4年5月31日付労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等により、令和6年4月1日から、作業環境測定の結果が第3管理区分となり、設備等の点検を行って再測定をしても第3管理区分である場合に、事業者は「作業環境管理専門家」に意見を求めなければならないこととなります。

作業環境測定士については、作業環境測定士としてその業務に従事した経験が6年以上ある者、または作業環境測定士としてその業務に従事した経験が4年以上であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち同協会が作業環境管理専門家の業務実施に当たり受講することが適当と定めたものをすべて修了した者が作業環境管理専門家として認められます。

このたび、本講習を企画いたしましたので作業環境測定士の皆様へご案内いたします。

なお、作業環境測定士としてその業務に従事した経験が4年以上であってこの講習を修了した者のうち希望する者については、厚生労働省の協力依頼を受けて当協会がウェブサイトに掲載する名簿にその氏名を登載します。なお、作業環境測定士としての業務に従事した経験が6年以上の方のうち名簿登載を希望される方につきましても、この講習の修了が名簿登載に必要ですので受講をお勧めします。

1. 開催日程、会場、定員

| 日 程 | 会 場 | 定 員 |
|-----------------------|---|------|
| 令和6年6月24日(月) 東京会場 | 「ビジョンセンター田町」2階 Room=A+B (〒108-0014 東京都港区芝5-31-19) | 100名 |
| 令和6年9月11日(水) 東京会場 | 「三田NNホール」三田NNビル地下1階 ホール (〒108-0014 東京都港区芝4-1-23) | 100名 |
| 令和6年11月7日(木) 名古屋会場 | 「フジコミュニティセンター」6階 第1会議室 (〒453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18) | 50名 |

2. 講義形式

対面形式

3. 受講対象者（受講できる方）

次の①又は②の方が対象です。

①作業環境測定士としての業務経験4年以上6年未満で『新任作業環境測定士講習』を修了した方（当協会本部が実施したものに限る。） [※新任作業環境測定士講習のページ](#)

②作業環境測定士としての業務経験6年以上の方

なお、測定士としての業務経験が6年以上ある場合は本講習を受講しなくても法令上作業環境管理専門家に該当しますが、当協会が作成・公開する専門家名簿に氏名を登載することを希望される場合は、本講習の受講が必須となります。

(公社)日本作業環境測定協会

すでに作業環境管理専門家の資格を満たしている方は次の方々です。

- (1) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学で合格）の方であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験がある方。
- (2) 6年以上衛生工学衛生管理者としての業務に従事した経験を有する方。
- (3) 日測協認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する方、作業環境測定インストラクターの方。

4. 受講料（税込み）

一般価格 : 16,500 円（税込）

日測協法人会員価格 : 11,000 円（税込）（※日測協個人会員は一般価格に該当します。）

5. テキスト

(1) 書籍

以下の書籍（最新版）を事前にご用意ください。なお、当日は書籍の販売は行いません。

| 書籍番号 | 書籍名 |
|-------|------------------------|
| J-118 | 作業環境管理専門家養成講習テキスト（第2版） |

(2) 購入方法

テキスト（書籍）の購入は、当協会 EC サイト (<https://www.jawe.or.jp/ec/products/detail/92>) をご利用ください。

(3) 送料について

図書・分析試料の送料（発送手数料）は、全国一律（1回）660 円（本体 600 円＋税 10%）となります。

6. 受講の手続き

(1) 受講申込み（ウェブ申込み）

当協会ウェブサイト (<https://www.jawe.or.jp/>) にアクセスいただき、トップページの「作業環境管理専門家養成講習」をクリック後、「お申し込みフォーム」より必要事項を入力し送信してください。

※申込みは原則としてウェブサイトですべて受付けております。ご不明点等がございましたら研修センターまでお問い合わせください。（TEL : 03 - 3456 - 1601）

(2) 受講に必要な書類の提出（郵送）

お申込み完了後、2 週間以内に次の書類を当協会宛てに郵送してください。下表のとおり、業務経験年数によって必要書類が異なります。

| 受講対象者 | 必要書類 |
|---|--|
| ① 作業環境測定士としての業務経験 4 年以上 6 年未満で『新任作業環境測定士講習』を修了した方 | ・ 作業環境測定士登録証の両面コピー ・ 作業環境測定士としての業務経験 4 年以上であることについての事業場の証明書 ・ 新任作業環境測定士講習修了証のコピー（令和 2 年度以降に日測協本部で実施したもの） |
| ② 作業環境測定士としての業務経験 6 年以上の方 | ・ 作業環境測定士登録証の両面コピー ・ 作業環境測定士としての業務経験 6 年以上であることについての事業場の証明書 |

郵送先：公益社団法人 日本作業環境測定協会 研修センター
〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 6 階

(3) 受講料のお支払い及び受講票の送信

①受講料は、前払いです。

予約受付後、受講者氏名等を記載した請求書を送付いたしますので、請求書に記載された期日までにお振込みください。

②受講票等は、入金の確認後、申し込みの際にご入力いただきましたメールアドレスへ送信いたします。

講習当日はお送りした受講票を印刷してお持ちいただくか、スマートフォンの画面などで表示していただき受け付け時にご提示ください。

7. 受講の取消（日数の計算には、土曜日・日曜日及び祝日は含みません。）

受講者の都合による受講の取消は、次のとおりです。

- ①受講日の7日前までに受講取消の連絡があった場合 . . . 受講料の全額を返金
- ②受講日の6～3日前に受講取消の連絡があった場合 . . . 受講料の50%を返金
- ③受講開始日の前々日、前日および当日に受講取消の . . . 全額返金できません
連絡があった場合（当日欠席も含む）

8. カリキュラム

講習は、講義講習により行い、講習終了後に修了試験を行い、合格者に後日修了証を発行致します。

| 科 目 | 講義内容 | 講義時間等 |
|----------------------------|--|-----------------------------|
| 開場 | | 8：50～ |
| オリエンテーション | | 9：05～9：15 |
| 1.作業環境管理専門家の役割等 | 1.1 法令改正の趣旨と作業環境管理専門家の職務の概要 | 9：15～9：45 |
| | 1.2 改正条文の内容 | 9：45～10：15 |
| | 1.3 作業環境管理専門家が心得るべき事項 | |
| | 1.4 損害賠償責任，専門家の職業倫理 | |
| 2.作業環境管理専門家職務の実施に必要な知識 | 2.1 管理区分と評価値の意味 | 10：30～11：30 |
| | 2.2 作業環境が悪化する原因について | 11：30～12：00 |
| | 2.3 作業環境改善措置の内容と第3管理区分に対する改善対策の可否の判断 | |
| 昼休憩 | | 12：00～13：00 |
| 2.作業環境管理専門家職務の実施に必要な知識（続き） | 2.3 作業環境改善措置の内容と第3管理区分に対する改善対策の可否の判断(続き) | 13：00～13：30 |
| | 2.4 改善事例から学ぶ 2.4.1 改善好事例 | 13：30～14：30 |
| | 2.4 改善事例から学ぶ 2.4.2 改善が困難なケースにどう向き合うか | 14：40～15：40 |
| 3.改善方法の意見等の文書化について | 3.1 届出様式の記入例と添付資料及び記入に関する注意事項 | 15：40～16：40 |
| | 3.2 文章の書き方に関する演習 | |
| 修了試験(筆記試験) | | 16：50～17：20 (試験時間 30 分間) |

9. 講習当日の携行品

- (1) 受講票 電子データ(当日はスマートフォンの画面等をご提示ください)またはプリントアウトしたもの
- (2) 筆記用具 (①鉛筆又はシャープペンシル、②消しゴム、③ボールペン(黒))
- (3) 作業環境管理専門家養成講習テキスト(2項「5. テキスト」を参照のうえご用意ください。)

10. 修了試験について

修了試験は、マークシート形式により実施いたしますので、必ず鉛筆またはシャープペンシルと消しゴムをご持参ください。なお、**修了試験は講習時間の全時間を受講した者に対して行うものです。**
遅刻又は早退した場合は、修了試験の受験資格が失われますので、ご注意ください。

11. 個人情報保護について

受講に関してご提供いただいた個人情報は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、適切に取扱います。また、この講習の運営のために使用いたしますが、他に当協会が行うセミナーの案内、各種情報の提供等に利用させていただくことがあります。個人情報のこのような利用に同意されない場合は、受講申込書で意思表示願います。

12. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により講習会を提供できなかった場合、それにより受講者の皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。

問合せ先

公益社団法人 日本作業環境測定協会 研修センター

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル6階

電 話 03-3456-1601

作業環境測定士の業務経験証明書

(この証明書は、作業環境管理専門家、化学物質管理専門家(以下、「作業環境管理専門家等」という。))として(公社)日本作業環境測定協会が開催する作業環境管理専門家等講習の受講資格を確認するために使用するものです。)

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--|------|---|----|---|----|----|----|----|
| 氏名 | | 生年月日 | | 年 | 月 | 日生 | | | |
| 住所 | | | | | | | | | |
| 作業環境測定士登録年月日 ※1 | | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 作業環境測定士としての業務経験年数 ※2 | | 年 | 月 | から | 年 | 月 | 合計 | 年 | ヶ月 |
| 上記のとおりであることを証明します。 | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 事業場所在地 | | | | | | | | | |
| 事業場名称 | | | | | | | | | |
| 事業者職名・氏名 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 職印 | |

※1 初めて登録した年月日を記載してください。

※2 業務経験年数には、測定士の登録前の業務経験は含みません。名簿は、作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家それぞれについて作成しますが、測定士としての業務経験年数により名簿登載のための要件は異なるため、詳細は名簿登載案内書により確認してください。

備考：1. 作業環境測定士の業務とは、デザイン・サンプリング又は分析の業務をいいます。

2. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印を押印してください。なお記名押印することに代えて社長・所属事業場長等の直筆による署名(職名と氏名の両方)でも差し支えありません。

講習会場

東京会場 令和6年9月11日(水)

三田 NN ホール 三田 NN ビル地下1階 ホール

(〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23)



交通機関

- ・ JR 田町駅 徒歩5分
- ・ 都営三田線 三田駅直結 (A9 出口)
- ・ 都営浅草線 三田駅 徒歩3分

講習会場

名古屋会場 令和6年11月7日(木)

フジコミュニティセンター 6階 第1会議室

(453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1-18)



道順①
4番出口をUターン
する



道順②
出口をでたら写真の
右側の歩道へ進む



道順③
中華料理屋さんピザ
屋さんを過ぎます



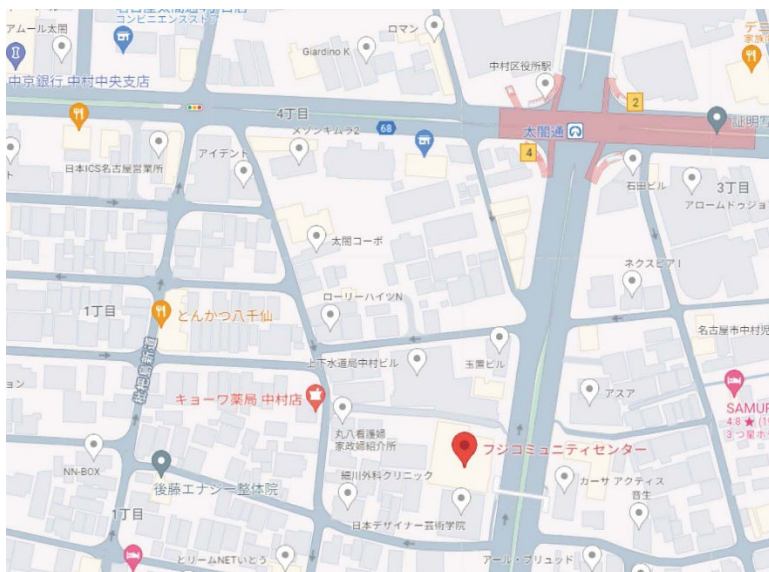
道順④
左側車道に歩道橋が
見えてきます



道順⑤
建物の隣が駐輪場で
す



道順⑥
到着です



交通機関

・地下鉄桜通線「太閤通駅」4番出口徒歩2分

TEL : 052-481-5541

区役所駅から太閤通駅にかわりました！

「作業環境管理専門家」について

- 令和4年5月31日付けの特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の一部改正により、「作業環境管理専門家」が新たに規定されました。
- 作業環境測定士はその経験年数等によりこれらの専門家に該当します。
ここでは作業環境管理専門家の法令上の役割、どのような場合に作業環境測定士がこれら専門家に該当するのか、などをご説明します。

(1)「作業環境管理専門家」の役割

- 事業者からの依頼を受けて、第3管理区分の単位作業場所について「第3管理区分から第1または第2管理区分に改善することの可否」と「改善が可能であると考えられる場合は、改善方法」について意見を述べることです。

第3管理区分の改善の可否
専門家 について意見を述べる⇒**事業者**
改善可能な場合はその方法

(2)作業環境管理専門家に該当する者

- 通達により、次のイ～ニの者が作業環境管理専門家に該当します。

- イ 作業環境測定士の業務経験が4年以上であって「新任作業環境測定士講習」と「作業環境管理専門家講習」を修了している者
- ロ 作業環境測定士の業務経験が6年以上である者
- ハ 作業環境測定インストラクター
- ニ 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト

注) イの「新任作業環境測定士講習」は、当協会本部が実施している講習に限ります。(支部等で実施したものは該当しません。)

また、イの「作業環境管理専門家講習」とは、当協会が「作業環境管理専門家」の業務を実施するために必要な事項を6時間の講習にまとめたものです。

(3)「作業環境管理専門家名簿」の登載要件

- 事業者の便宜等のため、厚生労働省からの依頼を受け、当協会では、「作業環境管理専門家名簿」を作成し、当協会ウェブサイト公開の予定です。
- この名簿は、全国の労働局と産業保健総合支援センターにも共有されます。
- 名簿登載は、本人の希望による申請を受けて行いますが、業務経験が6年以上の測定士については、「作業環境管理専門家講習」の修了が条件となります。
また、インストラクターは、新たに当協会が実施する中堅作業環境測定士講習γコース（作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家の業務実施に必要な6時間程度の講習。10月以降に実施の予定）を修了することが条件となります。
- 名簿登載の詳細は準備ができ次第ウェブサイトに掲載いたします。